

## 稚内市地域公共交通活性化協議会監査の指名について

稚内市地域公共交通活性化協議会規約第 8 条第 3 項の規定に基づき監査を任命する。

- ・監 査 土 門 伸 一 委員（稚内商工会議所）
- ・監 査 大 野 忠 治 委員（稚内観光協会）

### 【参 考】

稚内市地域公共交通活性化協議会規約

（会長）

第 8 条 会長は、稚内市副市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長は、協議会の監査を委員の中から任命する。

（副会長）

第 9 条 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

（監査）

第 10 条 監査は、協議会の会計監査を行う。

2 監査は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。